

令和元年度地域福祉活動支援事業 募集要領（案）

兵庫県では、地域福祉支援計画に基づき、住民が主体となった地域づくり活動の活性化を図るため、地域団体やNPO法人等が、福祉・介護分野において地域社会に貢献する事業の立ち上げに要する経費を補助します。

項目	内 容
補助対象事業	<p>対象事業は、住民の参画と協働のもと、福祉・介護分野で新たに実施する次の①及び②に該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①これから新たに立ち上げる次の事業 <ul style="list-style-type: none"> ○配食・給食サービス ○家事援助・家事代行サービス ○買い物支援(配達・移動販売など) ○コミュニティバス・タクシーの運営等による移動支援 ○その他上記に類する生活支援サービス提供事業 ②有償サービスの提供等により収支均衡を図り継続できる事業 <p>※無償ボランティアのみで運営する事業及び既存事業の拡充は対象外とする</p> <p>※兵庫県及び兵庫県の外郭団体から補助を受けている事業は対象外とする</p>
補助対象事業者	<p>県内に所在する次のいずれかの団体</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域団体（自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会 等） ② 地域団体による協議体（まちづくり協議会等の住民自治組織、連合自治会等） ③ NPO法人、市町社会福祉協議会、社会福祉法人 等
応募資格	<p>次の①～③の全てを満たす団体であること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 次の要件を全て満たす団体であること <ul style="list-style-type: none"> ・定款又は会則を規定していること ・当該年度の事業計画書及び收支予算書を作成していること ・役員名簿又は構成員名簿を作成していること ・団体の構成員が5人以上であること ② 当事業を継続して実施する能力を有すること ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は密接な関係にある団体、宗教及び政治的な活動を主目的とする団体でないこと
応募条件	<ol style="list-style-type: none"> ① 団体及び事業内容が、上記「補助対象事業」、「補助対象事業者」、「応募資格」を満たしていること。 ② 県による補助終了後も、自主運営等により事業を継続すること。
募集期間	令和元年6月12日(水)～7月12日(金) ※必着
応募書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉活動支援業実施計画書（様式第1号） ② 収支予算書（別紙1-①） ③ 補助金所要額調書（別紙1-②） ④ 収支計画表（別紙1-③） ⑤ 団体の概要等に関する資料（団体の沿革、体制、予算、活動内容の資料、会員名簿） <p>※ ①～④は、兵庫県のホームページにも掲載しています。</p> <p>※ 各書類の記入もれや、添付書類のもれなどの不備があった場合は、不採択となる場合があります。もれのないよう、提出前によく確認してください。</p>
提出部数	正本1部（資料はすべてA4サイズとしてください）

項目	内 容	
	提出方法	募集期間内に、下に記載の提出先まで郵送または持参により提出してください。また、応募書類は返却いたしません。 また、応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
補助予定団体数	6団体程度	※審査の上、決定します。
審 査	審査方法	① 募集期間終了後、提出いただいた書類の内容を審査し、採択の可否を決定します。 ② 審査結果は応募者全員に通知します。
	審査基準	業務遂行能力、事業内容の実現性などを総合的に評価します。
補 助 期 間 ・ 補 助 限 度 額 等	① 補助期間 補助事業採択通知日から令和2年3月31日まで ② 補助金額 1団体あたり上限100万円（消費税を含む） ③ 補 助 率 補助対象経費の10/10	
補助対象経費	事業の立ち上げに必要と認められる、次の①～③を全て満たす経費 ① 使用目的が事業の立上げに必要なものと明確に特定できる経費 ② 採択日（交付決定日）以降、補助期間内の契約・発注により発生した経費 ③ 証拠書類(請求書及び領収証等)により金額・支払いが確認できる経費 【補助対象経費の例】 ・事務所の開設に必要な家具、事務機器、文房具類の購入費用 ・事業の立ち上げの際の広告作成などのPR費用 ・事業の立ち上げの際のPRに係る郵送費用 など ※人件費、事務所賃料等の経常経費、食糧費及び単価が10万円以上の備品購入費については対象外とする ※三親等内の親族及び三親等内の親族が代表者である法人等が発行する領収書は不適とする。	
事 業 実 施 状 況 の 確 認	① 補助対象期間中は、必要に応じて、事業の実施状況を報告していただきます。 ② 事業の継続状況を把握するため、補助期間終了後においても事業実施状況について、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。	
留 意 事 項	① 補助金は原則として、事業実施状況確認後の精算払いとします。 ② 不適切な執行があった場合には、支払った補助金の全額又はその一部を返還していただき、併せて違約金をお支払いいただきます。 ③ 補助期間内に、団体が事業を断念又は中止せざるを得ない状況になった場合は、速やかに届出いただき、補助金を精算していただきます。	

ご提出・お問い合わせ先

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課福祉企画班 担当：大谷

TEL：078-362-3181 内線2974 FAX：078-362-4264